

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第129号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「又は区役所支所」を「，区役所支所及び右京区役所京北出張所」に改め，同条第9号中「及び区役所支所」を「，区役所支所及び右京区役所京北出張所」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 3 出納員等は，郵送により第2条第1号に掲げる歳入金を収納したときは，第1項の規定にかかわらず，納入義務者に対し，別に定める領収証を交付しなければならない。この場合においては，前項の規定を準用する。

附 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

(会計室会計課)